

第2回岩泉町農業委員会総会会議録

令和2年8月20日

岩泉町農業委員会

第2回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年8月20日 午前9時30分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 農地法の適用外証明願いについて
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - 報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理について
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（7名）

1番 早川ケン子 委員
3番 武田 健 委員
5番 三田地泰正 委員
7番 合砂 哲夫 委員

2番 工藤 幸雄 委員
4番 茂木 素子 委員
6番 佐藤 安美 委員

欠席委員（なし）

出席した農地利用最適化推進委員（4名）

瀬川 隆治 委員
加藤 榮喜 委員

佐藤 幸二 委員
阿部 佳史 委員

出席した職員

局長 佐々木修二
副主幹 八重樫泰長

局長補佐 佐藤 太一

◎開 会

(午前 9 時30分)

佐々木事務局長 定刻になりましたので、ただいまから第 2 回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、1 番、早川ケン子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございました。

◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第 2 回の農業委員会総会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

最近になって、非常に暑い中ですが、依然として新型コロナについてはまだまだ収まる気配はしていませんけれども、そういった中での総会ですが、ひとつよろしく願います。

また、この時期になりますと熊の被害ということで、非常に農業にとっては大変な事態になってきておりますが、十分おのおのの対策はしてもなかなか効果が得られないわけですが、ひとついろいろな方策を練っていただきたいなと思っております。

今日は、総会の後に最適化推進委員の検討会、そしてまた農地パトロールということで、たくさんのメニューですが、ひとつ暑さには十分気をつけて行動していただきたいなと思います。ひとつよろしく願います。

佐々木事務局長 ありがとうございました。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第 9 条により、会長が議長となり、議事を進行することとなっておりますので、以降の進行につきましては合砂会長よろしくお願いいたします。

◎会議成立宣言

議長 それでは、本日の欠席届のあった委員はございません。7名全員出席しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第2回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。
議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に1番、早川委員、2番、工藤委員を指名いたします。

◎会議書記指名

議長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に八重樫副主幹を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、農地法の適用外証明願いについてであります。提案しております適用外証明願いは2件であり、詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 八重樫副主幹。

5番三田地委員 審議番号1番の贈与の内容について、それから2番の売買の価格についてお願いします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、説明させていただきます。

審議番号1の贈与の方式ですけれども、これは※※※※さん、お兄さんが所有していた農地を妹さんに贈与するという、亡くなられまして、贈与するというものでございます。

2番の審議番号2の金額ですけれども、※㎡で※※※※※円ということになっております。㎡当たり※※円ということになっております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、駐車場及び資材置場に関するもの1件となります。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これから議案第4号を採決いたします。
議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 岩泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定については原案のとおり決定いたしました。

◎報告第1号

議 長 それでは、報告事項に入ります。報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理について、事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理についてご説明いたします。報告第1号では、転用事業の事業計画変更申請書を受理した件についてでございます。

詳細につきましては担当がご説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、説明させていただきます。

29ページ目をお開きください。

報告第1号 農地転用事業計画変更申請書の受理について。農地転用事業計画変更申請書の受理について、岩泉町農業委員会規定第6条第2号の規定に基づき、下記のとおり令和2年8月7日付で専決処分したから、同条第3号の規定により報告

事務局からは以上でございます。

議 長 事務局からは以上であります、委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声)

議 長 なければ、以上で終わります。

◎閉 会

議 長 それでは、第2回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時05分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年8月20日

岩泉町農業委員会長

署名委員 1番

署名委員 2番